

平成28 - 30年度合理的配慮協力員配置事業

高等学校における合理的配慮

事例集

—インクルーシブ教育の実現に向けて—

平成31年（2019年）3月

熊本県教育委員会



平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。法の施行により、学校においては、「不当な差別的取扱」及び「合理的配慮を提供しないこと」が禁止されました。

本事例集では、高等学校における生徒の多様な学びを支える特別支援教育の充実の一助となるように、平成28年度から実施した合理的配慮協力員配置事業によって収集した本県の県立高等学校における合理的配慮について紹介します。

障がいによる理由とする差別とは？

ポイント



不当な差別的取扱の禁止

例えば、障がいがあることのみを理由として、正当な理由なく、学校教育を受ける機会を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることは差別的取扱いに当たります。

合理的配慮を提供しないことの禁止

合理的配慮は、十分な教育を受けられるようにするための学習内容・方法の変更・調整、支援体制や施設・設備等の整備を行うことです。

学校にとって過度な負担でない限り、合理的配慮の提供が必要です。



本事例集の「障害」の表記については、法令及び文献等より引用したものや施設名等以外は、「障がい」と表記しています。

また、特別支援教育等に係る語句については、最後のページに用語集として説明しています。



1 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」って何ですか？

合理的配慮とは？

- 合理的配慮は、「教育を受ける権利」を保障するための、必要かつ適当な変更・調整です。
- 合理的配慮は、障がいのある幼児児童生徒に対し、その状況に応じて、個別に必要とされるものです。
- 障がいのある幼児児童生徒やその保護者から、合理的配慮を求める申し出があった場合、その実施に伴う負担が過重でない限り、合理的配慮を提供しなければなりません。



生徒一人一人にピッタリ合った「よりよく学べるための工夫」が、合理的配慮です。



どうすれば、上手く学べるのか。合理的配慮の提供には、学校現場の工夫が不可欠です！

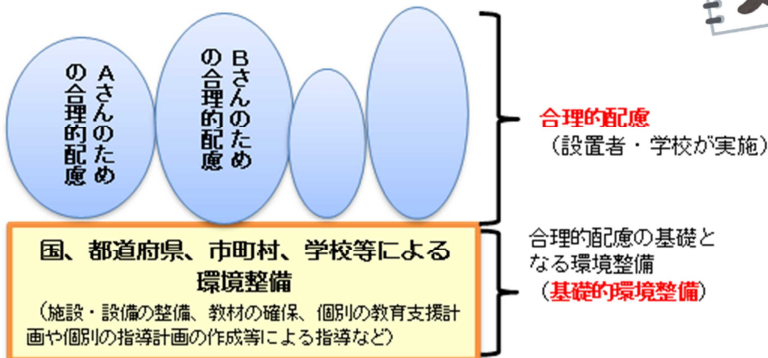
基礎的環境整備とは？

- 国、都道府県、市町村、各学校が教育環境の整備をそれぞれ行うことです。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備となります。
- 例えば、スロープや手すりをつけて校内の環境をバリアフリーにしたり、校内の案内表示を誰にでも分かりやすいものにしたりするなど、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるといった環境整備があります。

例えば、ある高校に車椅子を使用する生徒が進学したので、合理的配慮として学校にエレベーターが設置されたとします。このエレベーターはその生徒が卒業しても学校に設置されているため、その後、エレベーターは学校の「基礎的環境整備」となります。



生徒たちにとって一番大切な環境は「先生」や「クラスメイト」の存在です。黒板周りの刺激を減らすという「目に見える環境整備」だけでなく、先生の受容的な関わりや温かい学級づくりも大切な基礎的環境整備と言えるでしょう。



基礎的環境整備と合理的配慮の関係



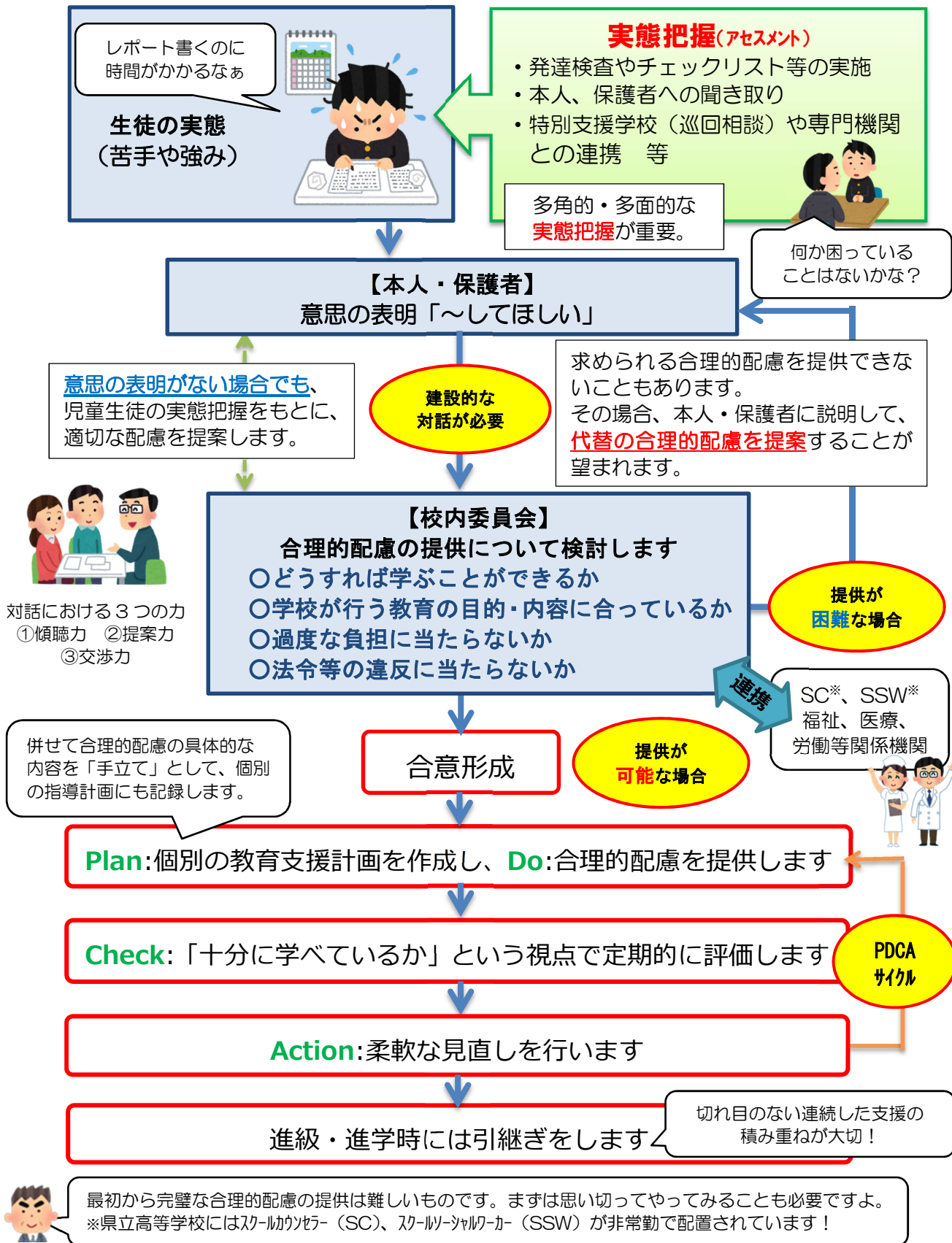
エレベーターの設置状況や ICT 機器の整備状況などの基礎的環境整備は、それぞれの自治体や学校の状況によって異なります。各高等学校でどれくらい基礎的環境整備が整っているのかについて学校説明会（オープンキャンパス）等で確認しておくといいですね。また、左図から分かるように合理的配慮は一人一人異なるオーダーメイドの支援となります。

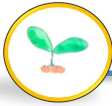




2 合意形成のプロセス

提供する合理的配慮の内容を決定するに当たっては、丁寧な「実態把握」及び「対話」による合意形成が必要です。





3 高等学校における合理的配慮の実践事例

(1) 授業における合理的配慮

肢体不自由のある

生徒の事例



key word 本人の意思を確認した上での柔軟なルールの変更

<困難さの背景と本人の状況>

○車椅子での転倒により骨折等の恐れがあり、体育に対して消極的。

<合理的配慮>

○ソフトボールの授業では、短くて軽いバットを準備し、ボールは当たっても怪我をしないように柔らかいものを使用した。

○守備の代わりに審判を行った。

2022年度から導入される新学習指導要領解説（保健体育）には「身体の動きに制約があり、活動に制限がある場合には、生徒の実情に応じて仲間と積極的に活動できるよう、用具やルールの変更を行ったり、それらの変更について仲間と話し合う活動を行ったり、必要に応じて補助用具の活用を図ったりするなどの配慮をする。」とあります。



今回の事例では、学校が本人と話し合い、用具やルールの工夫を行ったことで、生徒同士がスポーツを通じて相互理解を深めることができました。



その他の合理的配慮の事例 Part1

(1) 座席の配慮

- 黒板の文字が見えづらい。（弱視）
→本人の見えやすい座席に配置した。
- 教師の音が聞きづらい。（難聴）
→本人が聞き取りやすい座席に配置した。
→FM補聴器等の使用。
- 対人関係が苦手で、出来るだけ一人で学習したい。（発達障がい：場面緘黙を含む）
→座席は後方の隅にする。
→班別協議（グループ学習）への参加は本人の意思を優先する。

この事例は各学校の特別支援教育コーディネーターから紹介してもらった事例です。各学校とも校内委員会が中心となって、丁寧に本人・保護者と建設的対話を重ね、合意形成ができています。



(2) ノートテイク（板書をノートに写す）・宿題等における配慮

- ノートテイクが遅いので、書く分量を調整してほしい。（発達障がい、肢体不自由）
→穴埋め式のワークシートを作成し、記載する分量を軽減した。
→黒板を見て記入することが困難なため、板書事項（ワークシートの手本）を別途配付し、手元を見ながら記入できるようにした。
- 文字の読みづらさがあり、教科書や板書を読むのが困難（発達障がい：学習障がい等）
→板書等を撮影し、拡大して手元で見られるようにタブレットの使用を認めた。
- 教科書やプリントの文字が読めない。
（発達障がい：学習障がい、知的障がい、外国籍などの日本語指導が必要な生徒）
→板書やプリントにルビをつける。
- 宿題等の分量を調整してほしい。（発達障がい）
→宿題を小分けにして出し、併せて宿題の一覧表も配付した。
→本人の取組の状況に応じて、提出期限の延長を認めた。

(2) 学校生活における合理的配慮

感情のコントロ
ールが苦手な
生徒の事例



key word パニックを減らすとともに対処法も身につける

<困難さの背景と本人の状況>

○自閉症スペクトラムの診断があり、ストレスが溜まると暴言を吐いたり、物を壊したりする。

<合理的配慮>

○見通しがもてない状態が続くとストレスが溜まりやすいので、朝のホームルームの時間に1日のスケジュールを確認する。

○本人と相談し、クールダウンの場所を決める。パニックになりそうなときは、周囲に伝えてそこに行くようにする。

○スクールカウンセラーと定期的に面談を行い、ストレス対処法を学ぶ。



まずは、パニックの原因となるストレスが何なのかを検討します。その上で、環境（刺激）の調整を行います。⇒それによりパニックの頻度が減ってくる可能性があります。

パニックをいきなり0（ゼロ）にするのではなく、少しずつ減らしていくことを目指しましょう。どうしてもストレスが溜まってパニックを起こしそうな場合は、自分でクールダウンできるようなスキルを身につけるようにすることも大切な取組です。



忘れ物が多い
生徒の事例



key word 担任と家庭の連携による支援

<困難さの背景と本人の状況>

○ADHDの傾向があり、整理整頓が苦手
配付プリントもなくしてしまう。

<合理的配慮>

○配付物は終礼時にファイル等にまとめて入れる。メモに連絡事項を記入する時間を確保する。

○保護者は、帰宅後本人にファイルの提出を促す。



メモやファイルを持たせるだけでは、解決は難しいところ。きちんとそのメモやファイルの活用の方法を一緒に考え、メモやファイルをする時間を終礼時等に設けることが必要です。

せっかく、メモやファイルを持ち帰っても家で確認する習慣が定着しなければ意味がありません。そのためにも家庭との連携が不可欠です。ポイントは家庭の協力に対して学校から「おかげで忘れ物が減ってきています。」といった成果と感謝を伝えることです。成果が見えることで、家庭でのサポートも充実するはずですよ。



その他の合理的配慮の事例 Part 2

- 皮膚からの刺激に過敏さがある。（発達障がい※感覚過敏の例）
 - 頭髪指導における配慮（本人が過度な刺激を受けない程度の長さを認める）
 - ネクタイを締めることによる首周りの刺激を軽減するため、少し緩めのネクタイの着用を認める。
- 紫外線や光に過敏さがある。（発達障がい等）
 - 夏場の長袖の着用やサングラスの使用を認める。
 - 配付するプリントを本人が見やすい色の紙で印刷する。
- 教室移動に時間を要する。（肢体不自由）
 - 他の授業に影響が出ないように、昼休み前の4時間目や6時間目（最後の授業）に体育の時間を設ける。

(3) 入学者選抜における合理的配慮

県立高等学校の入学者選抜においても合理的配慮は提供されています。県立高等学校における入学者選抜要項では「障がいがある受検者への配慮事項」は以下のように示されています。



VI 障がいがある受検者への配慮事項

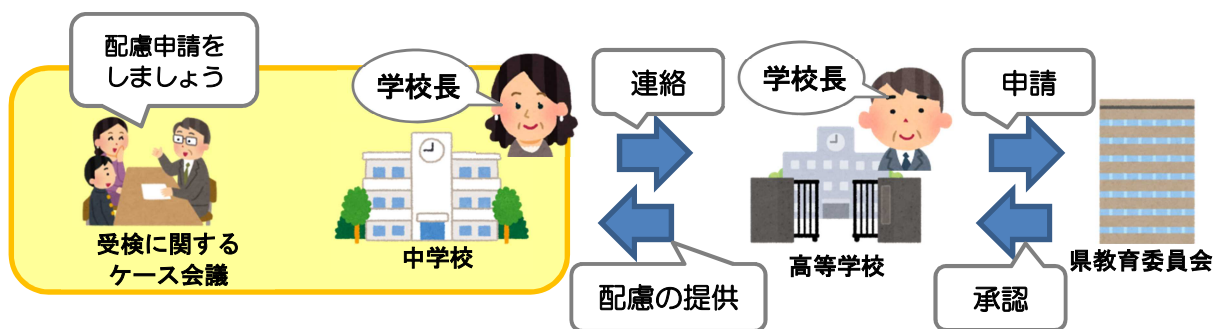
1 手続の方法等

- (1) 中学校長は、障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合には、すみやかに出願予定の高等学校長へ連絡すること。
- (2) 高等学校長は、障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

2 具体的な配慮

検査時間の延長、問題用紙の拡大、英語のリスニングテストにおけるテロップ受検など。

<出典：平成31年度熊本県立高等学校入学者選抜要項>



障がいがあるため、通常の方法では受検することが困難な場合や本人が持っている力を適切に測れない場合には、個々の症状や状態等を総合的に判断し、検査方法や検査場等について措置します。(ただし、他の受検生との「公平性」の担保という観点でも十分な検討が必要です。)



入学者選抜で配慮申請を検討しているのであれば、中学校在学中から外部専門機関と連携し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づいた支援を積み重ねることが大切です。(配慮の妥当性と実績・積み重ね)



入学者選抜についての申請は上図のように中学校を通して行います。入学者選抜以外については、各高等学校が実施している学校説明会や体験入学(オープンキャンパス)等を利用して、高等学校の担当者(主に特別支援教育コーディネーター)に相談することができます。相談に関しては①高校を選ぶ段階での相談、②入試に関する相談、③入学前後の相談の3つの場面が考えられます。合理的配慮の提供に関する合意形成には時間を要する場合もあるため、高校への相談は「早め」かつ「小まめ」に行いたいものですね。



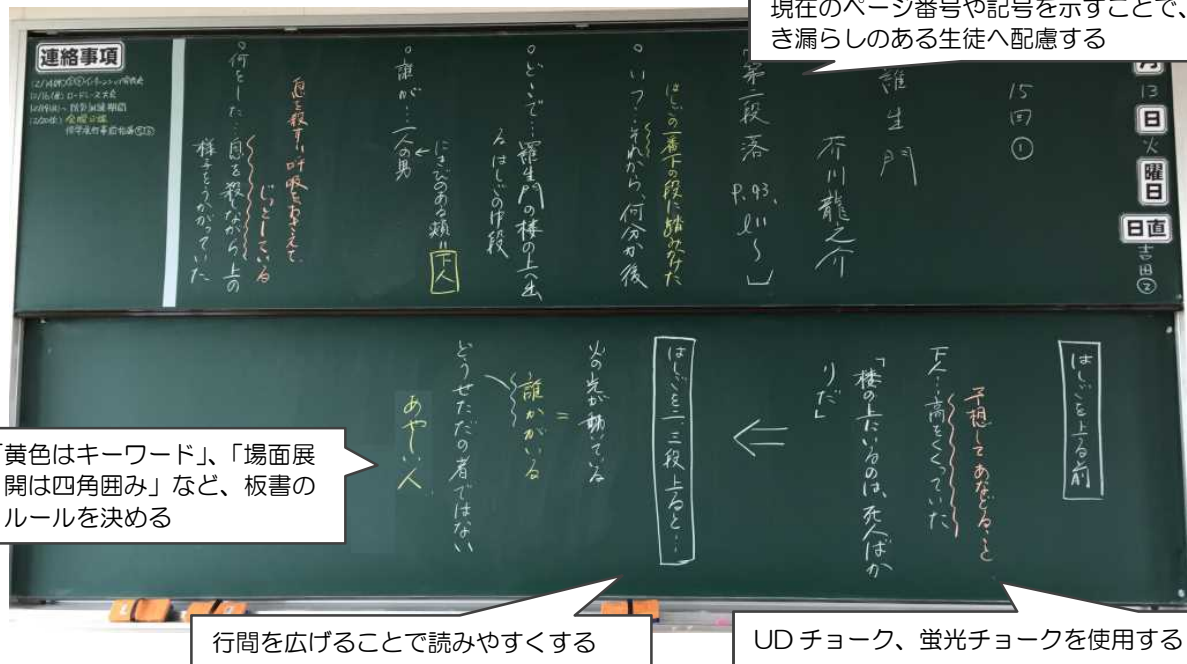
高校を選ぶときは、高校に合格することが目的ではなく、その高校で何を学びたいのか、将来何がしたいのかという視点をもつことが重要です。

また、高校では、学校や学科ごとに教育課程(その学校・学科・コースで学べること)が異なり、進級・卒業のためには単位の修得が必要となります。このように、高校と中学校との違いについても十分に理解しておくことも大切です!



(4) 番外編 —板書の工夫—

パソコンやタブレット等の ICT 機器の活用が高等学校でも進んでいます。その一方で、板書には板書の利点があります。教師ができる配慮の1つとして、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた板書の工夫もお願いします。



現在のページ番号や記号を示すことで、聞き漏らしのある生徒へ配慮する

「黄色はキーワード」、「場面展開は四角囲み」など、板書のルールを決める

行間を広げることで読みやすくする

UDチョーク、蛍光チョークを使用する



その他の合理的配慮の事例 Part 3

～まだまだある高等学校の合理的配慮の実践事例～

(1) 定期考査及び評価における配慮

- 上肢まひのため文字を書くのに時間を要する。(肢体不自由)
→定期考査の問題を拡大し、試験時間を延長する。
- 定期試験の問題が読めない。(視覚障がい)
→別室で拡大鏡の使用を認め、試験時間を延長する。
- 筆圧のコントロールが難しく鉛筆では字がとても薄くなる。(発達障がい)
→定期考査で書いても消せるペンの使用を認める。
- 人前で、発表ができない。(発達障がい※場面緘黙)
→英文暗唱を自宅でタブレットに録画してきたもので評価する。

この他にも、生徒への関わり方、声のかけ方などの工夫にも取り組んでいます。生徒の変化(成長)をキャッチする感度が大切です。



(2) 学校行事等の配慮

- 耳からの刺激に過敏さがある。
→全校集会や体育大会など、大きな音が出る行事については、事前に知らせるとともに、必要に応じてデジタル耳栓やイヤーマフの使用を認める。
- 肢体不自由のある生徒の避難訓練(肢体不自由)
→バリアフリーな避難経路を別途確保。併せて職員が付き添いながら避難する。
- 学校行事等で先の見通しがもてないと不安になる。(発達障がい)
→体育大会や修学旅行など事前に資料や前年度の写真や動画をもとに動きや流れを確認する。(自由行動での公共交通機関の乗り方など)
- 集団が苦手な全校集会に参加できない。(発達障がい)
→全校集会の際は、体育館の後方や2階の観覧席からの参加を認める。



4 基礎的環境整備の実践事例

(1) 校内のバリアフリー化

学校施設は、障がいの有無にかかわらず、生徒たちが安全・安心に学校生活を送ることができるよう配慮することが必要です。



スロープ・手すり



エレベーターの設置



オストメイト
対応

多目的トイレの設置

オストメイト
対応のマーク



熊本県では現在『ユニバーサルデザイン建築
ガイドライン（熊本県）』等を踏まえながら、
学校のトイレの改修を進めています。

生活の支障となる障がいを取り除くことがバリアフリーです。共生社会をつくっていくには、生活上のバリアフリーだけでなく、障がいのある人々への差別や偏見をなくしていく『心のバリアフリー』を進めていくことも大切です。



(2) 学習環境の整備

視点①：刺激を調節する工夫



黒板周辺の掲示物等を整理した例

クラスの中には、「一つのことに集中し続けるのが苦手」、「気が散りやすい」、「感覚的な過敏さがある」といった困難を抱えている生徒がいます。そのため、黒板周りの情報は、できるだけその時間に関係あるものだけにするといいでしょう。





周囲の視線や刺激に配慮した自習スペース

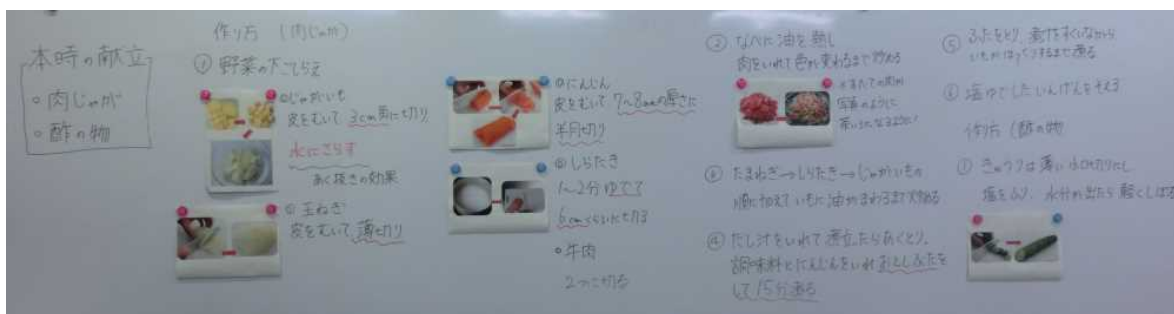


机と椅子の脚に取り付けたテニスボールで不要な音をカットする

周囲からの視線を気にすることなく、一人でじっくり自学をしたい生徒もいます。つい立を置き視界を限定することで落ち着くことができます。また、テニスボールを机や椅子の脚につけることで、グループ学習のため机を移動する時の音を軽減することができます。



視点②：見通しをもたせる工夫



調理工程をフローチャートとして提示

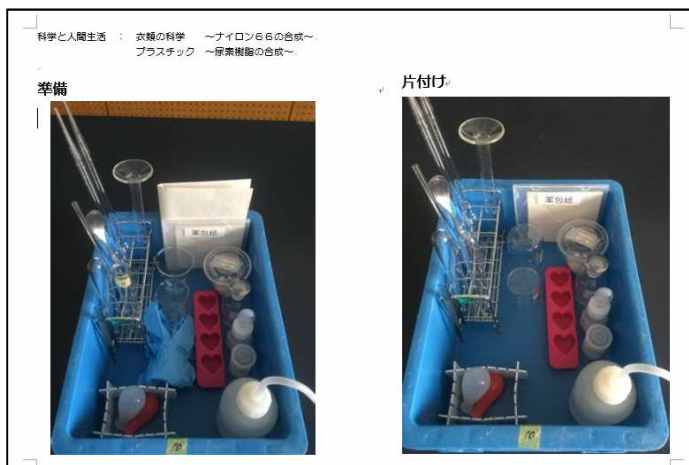
この取組は、調理実習や工業・農業の実習において実践されています。視覚化という点ではパソコンでスライドを用いて見せる方法もありますが、その場合、画面には1つの画像しか写し出せないで前の内容が消えてしまいます。このように一面に工程を示しておく、生徒たちが自分の進捗状況に応じて工程を確認して、あと何工程で完成するかという見通しがもちやすくなります。ICTと板書それぞれの長所を踏まえた情報の伝え方を考えましょう。



視点③：整理整頓の工夫例



工具箱の中身をチェックリストで管理



実験の前後の工具箱の中身を視覚化し各班に配付

元々工具箱に何が入っていたかを示しておく、生徒たちは片付けの際にチェックしやすくなります。先生にとっても実習後の道具の管理状況が把握しやすくなります。





5 個別の教育支援計画及び個別の指導計画への合理的配慮の記載について

本県では、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する一貫した支援のため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成及び活用に取り組んでいます。

「個別の教育支援計画」… 他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画

一人一人の障がいのある幼児児童生徒について、幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画のこと。学校が中心となって、本人・保護者の思いを聞きながら、医療、福祉などの関係機関と連携して作成する。

「個別の指導計画」… 指導を行うためのきめ細かい計画

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、個別の指導目標や具体的な指導内容・方法を盛り込んだ計画のこと。単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

(1) 個別の教育支援計画への合理的配慮の記載

本人や保護者と合意形成が図られた合理的配慮は個別の教育支援計画に記入します。

2 考えられる合理的配慮 【◎…十分達成、○…おおむね達成、△…もう少し】

評価（年度末）

観点	合理的配慮	評価（◎・○・△）
学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	ICTを活用し、視覚支援を入れる	教科によって視覚支援に差が出た(○)
学習内容の変更・調整		
情報・コミュニケーション及び教材の配慮	補充型の学習プリントを用意する	書くことの負担が軽減され、授業に集中できた(◎)
学習機会や体験の確保	定期考査前の学習会を実施する	学習会に参加し、定期考査の成績が向上した(◎)
心理面・健康面の配慮	クールダウンの部屋を用意する	クールダウンの部屋をあまり活用できなかった(△)
その他（支援体制や設備面等）		

3年後の目指す姿、希望、夢を書きましょう！

○want to : 「～したい」 ×have to : 「～しなければならない」

3 プラン

卒業後の 進路希望	本人	将来の夢である自動車製造関係の工場に就職したい			
	保護者	将来の自立に向けて、基礎学力の定着と感情のコントロールを身につけてほしい			
支援目標	・自分に合った学び方を見つけ、学習に興味を持って取り組めるようになる。				
	・自己理解を深め、感情のコントロールを身につけることで、クラスでの円滑な人間関係を構築する。				
具 体 的 な 指 導	場面	いつ	支援者・関係機関等	支援内容	結果（評価）
	家庭生活				
	余暇・地域生活				
	学校生活				
	医療・保健				
福祉・労働					

目的を実現するためのゴール（具体的な記述）
支援内容の拠り所になるもので、2～3年間を見通してできるだけ具体的な目標を設定しましょう。

個別の教育支援計画は重要な外部との「連携ツール」です！
個別の教育支援計画の引継ぎをすることによって、合理的配慮の『意思の表明』も引き継がれます。



(2) 個別の指導計画への合理的配慮の記載

個別の指導計画は「指導を行うためのきめ細かい計画」という位置づけになるため、個別の教育支援計画に記載した合理的配慮を「手立て」の欄に具体的に記載します。

個別の教育支援計画を基に1年間を見通して設定します。

個別の指導計画は生徒一人一人の「**学びの履歴**」になります！



年間目標

- 数学Ⅰに出てくる用語や記号の意味を理解する。
- 授業の板書事項を学習プリントにまとめる能力を身につける。
- 自分がイライラした時は、クールダウンのための部屋を使用することができる。

評価（学期ごと）

項目	【2学】期目標	場	手立て	結果 (◎・○・△)
Ⅰ (学習面)	①鋭角三角形の三角比 (sin, cos, tan) の意味を理解し、 30° 、 45° 、 60° 、 90° の三角比の値を求めることができる。 ②学習プリントを活用して、ポイントをまとめることができる。	学校	①三角比に関しては、ICT 機器を活用し、角と辺の位置関係を視覚的に示す。 ②授業は補充型のプリントを作成し、図や基礎問題を多く取り入れる。	①、②sin, cos については値を求めることができたが、tan については 30° と 60° が曖昧であった。(○) ②授業プリント 10 枚をすべてまとめることができた。(◎)
		家庭	目標達成のための具体的な支援	

各学期の目指す姿 (スモールステップで具体的に)

学期の目標は「具体的」かつ「評価可能」な表記を心がけましょう。⇒「**指導と評価の一体化**」
また、手立ての主語は「教師」となります。



新高等学校学習指導要領の各教科の解説では、資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、生徒が十分な学びが実現できるよう、学びの過程で考えられる【困難さの状態】に対する【指導上の工夫の意図】+【手立て】の例が示されています。



(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の引継ぎ

個別の教育支援計画や個別の指導計画は学年間の引継ぎや進学先、就職先への引継ぎの重要なツールとなります。



<引継ぎの3つのポイント>

- 1 引継ぎに関する本人・保護者の承諾については、高校3年生になってからではなく、少しでも早い段階から取り組み始めることが大切です。
- 2 引継ぎの際は、学校と本人・保護者に加えて、医師や発達障がい者支援センターなどの外部専門機関も交えることで、学校、医療、福祉といった多面的な視点による検討ができます。
- 3 引継ぎに際しては、本人の「できないこと」を中心に伝えるのではなく、できるようになったこと、得意なこと等の「強み」をしっかりと伝えた上で、サポートが必要な部分を具体的に示すことが大切です。



個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する段階で、将来の「引継ぎ」を念頭に置いておくことが必要です。

作成した個別の教育支援計画、個別の指導計画による支援（合理的配慮）によって、高校生活が充実し、十分に学ぶことができたと生徒や保護者が感じているならば、引継ぎに対する本人・保護者の承諾もスムーズにいくケースが多いようです。



「先生たちからの質問」
こんなときどうする？
教えて合理的配慮協力員！

Question 1

診断がない生徒や合理的配慮の意思の表明がない
生徒への対応はどうすればいいのでしょうか？

診断や意思の表明がなくても、学校が支援を要すると判断した場合は、授業における工夫や配慮等、何らかの支援を提供することが望まれます。

その際、当該生徒には、適切と思われる配慮を提案するために建設的な対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めるようお願いします。

また、意思の表明がない場合においては、本人、保護者の障がい受容、あるいは周囲の障がいへの理解ができていないといった背景も考えられるため、より丁寧な関わりが必要です。

十分な教育が受けられるようにするために必要なことは何かを考えていきます。



Question 2

支援をしている生徒の評価に関して注意することは何ですか？

評価の信頼性・妥当性に十分配慮しながら、試験等の評価の場面において、障がいの状況に応じた合理的配慮を提供するようにします。

併せて、周囲が不公平感をもたないように、本人や周囲に対して合理的配慮の提供の理由や背景を説明できるようにしておくことも大切です。

例えば、試験における時間延長や別室受験といった合理的配慮は、生徒の問題解答能力が十分に発揮できるように提供されるものです。



公平性の担保の観点からも評価基準を個別に変えるのではなく、定期考査以外にも、自己評価や個人内評価を取り入れるなど多面的・多角的に評価を行うなどの「評価方法の工夫」が重要です。



Question 3

合理的配慮を提供する上で過重な負担になるか
どうかの判断はどうすればいいのでしょうか？

学校の目的とする教育活動に影響が出る、技術的に実現が難しい、体制や財政上の理由などを総合的・客観的にみて実現することが可能かどうかを判断します。

判断する際は、教師一人で行うのではなく、管理職に相談し、校内委員会等で組織的に判断します。ただし、意思の表明があった合理的配慮の提供ができない場合においても、なぜできないのかを丁寧に説明し、その代替案を示すことが大切です。

教育活動に影響が出るとは、学校の教育課程そのものに変更が出たりする場合に相当します。(例えば専門高校で実習に一切参加できないなど)



Question 4

支援が必要であることについて、周囲の理解を得るにはどうすればいいのでしょうか？

様々な活動を通じて、学校全体で障がいに対する理解を深める必要があります。

一方で、本人の同意のもとに、他者に支援を要請するためのスキル（支援要請スキル、セルフアドボカシー）を指導していくことも長期的に必要な支援と言えます。

実践事例としては、学年保護者会等での発達障がい当事者の講話を実施したり、近隣の特別支援学校との交流及び共同学習を取り入れたりしています。



生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための取組そのものが合理的配慮と考えられます。



合理的配慮についてより詳しく知りたい先生方は

「障がいを理由とする差別の解消に関する職員対応要領」を御覧ください
http://www.pref.kumamoto.jp/kijf_15232.html

建設的対話とは



本人・保護者が求める合理的配慮と学校が提供できるものについては、意見が分かれる場合があります。

その場合に、お互いの意見の相違を調整し、歩み寄っていくプロセスで大切なのが「建設的対話」です。意思の表明があった合理的配慮について提供ができる、できないという二者択一的な議論ではなく、双方の話を十分に聞いた上で、これならば提供できるという「別解（納得解）」を見つけていく過程が大切です。

このような建設的対話を行わずに、意思の表明があった合理的配慮をそのまま提供した場合、結果として学校の過度な負担や過重な支援によって生徒の成長の機会を奪うことになるかもしれません。一方、合理的配慮を全く提供しないといった不適切な対応により、学校への不満や不信感につながることも考えられます。

そこで、適切な合理的配慮を検討する際に、大切にしたいのが「なぜ合理的配慮を提供する必要があるのか」という合理的配慮の提供の目的です。つまり、「どうすればその生徒が十分に学べるようになるのか」、「そのために必要な配慮にはどのような方法があるのか」という視点を常にもっておく必要があります。

また、より良い合理的配慮の提供については、『管理職の理解』が不可欠です。加えて、本人・保護者との直接の窓口となる特別支援教育コーディネーターの先生方には「傾聴する力」や「提案・交渉する力」が必要と言えるでしょう。

劇作家の平田オリザさんは、その著書で会話と対話を以下のように区別しています。

会話：価値観の類似した者同士のおしゃべり

対話：価値観が異質な者同士がお互いに理解し合う過程



そもそも、本人や保護者と学校は立場が違うので価値観も異なるものなんだということ为前提に、お互いを理解し合うために「対話」を重ねていくことが必要です。

立場が違って、学校も保護者も願うのは「生徒の幸せ」です。きっと納得する方法が見つかりますよ。先生方には保護者の気持ちに寄り添った、丁寧な対話をお願いします。



Column 2

社会的障壁とは

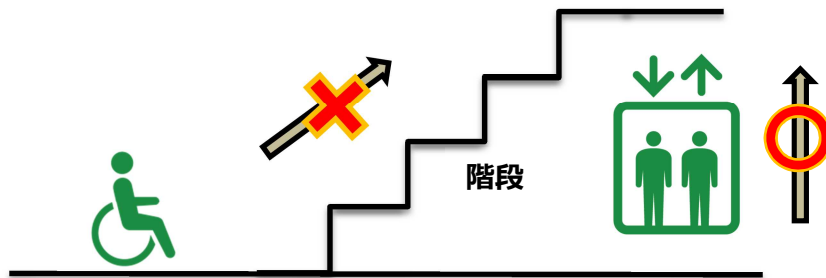


障害者差別解消法では、障がいが本人の医学的な心身機能の状態を指すという「医学モデル」ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって障がいが生じるという「社会モデル」を取り入れています。

例えば、階段しかない学校では、車イスを使用する生徒は2階へ上がることができません。しかし、エレベーターの設置等の合理的配慮があれば、2階へ上がることが可能になります。

この場合、車イスを使用しているという生徒の状態は何も変わっていませんが、周囲の環境が変わったことで、2階に上がることができないという「障がい」が解消されました。

この様に障がいを「社会モデル」で捉え、環境の方を調整することで、多くの場合において障がい解消されることが分かります。



社会的障壁（バリア）は①物理的障壁②制度的障壁③文化情報面での障壁④心の障壁の4つがあります。

その中で、最も大切で、解消が難しいのが④の「心の障壁」です。支援を必要とする方たちへの偏見をなくし、それぞれの人が抱える困難さや痛み、その思いを想像し、共感する力が今求められています。



切れ目ない支援とは



本県における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率は幼保、小中高ともに着実に向上し、その活用も進んでいます。これらの計画は幼児児童生徒の「学びの履歴書」です。

これらの計画は、学年間の引継ぎや進学・就職時の進路先との引継ぎの貴重な資料となります。保護者や本人の中には、進路先で「特別な扱いを受けたくない」、「自分の障がいについて知られたくない」という思いで引継ぎを望まなかったり、学校側も「今、問題なく学校生活を送れているから」という理由で積極的な移行支援に取り組みないケースも少なくありません。

しかし、特別な教育上の支援が必要な生徒の中には、進級、進学・就職等の環境の変化が原因で、今まで順調に取り組めていたことが困難になったり、新しい人間関係やクラス・職場のルールの変更に困惑したり、不登校などの不適応を起こしたりすることがあります。

そのような問題を最小限にするために、書面による丁寧な移行支援を行い、進路先での支援の早期開始、問題の未然防止や早期対応ができる体制を整えたいものです。そこで、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に当たっては、関係機関と連携し、引継ぎを意識した本人・保護者との合意形成を図りましょう。下の図にあるように、成長の各段階で一貫した支援が引き継がれるような「切れ目ない支援」ができるといいですね。



保護者を含めた関係機関の連携がとても重要になります。点でも、線でもなく、面（ネットワーク）で支えるイメージをもちましょう。一人で頑張るのではなく、みんなで無理なく息の長い支援を継続しましょう。



本事例集の用語集

ICT 機器

ICTとは Information（情報） and Communications（通信） Technology(技術)での略で情報通信技術と訳される。ITの「情報技術」に加えて「コミュニケーション（通信）」性が具体的に表現されている点に特徴がある。学校現場では、パソコンやタブレット型端末、実物投影機など様々なICT機器が活用されている。

イヤーマフ

ヘッドホンのような形状で、遮音性が高く、周囲の騒音から効果的に防音することができる。聴覚過敏の人が周囲の雑音など気になる環境で活用している。現在は、防音ではなく、デジタル技術で周囲の雑音を消去してくれるノイズキャンセリングイヤホンも普及している。

FM 補聴器

FM 機器を装着した補聴器のこと。FM 機器は、補聴器に直接音声を入れられるシステムで、話し手につけてもらう送信機、聞き手の補聴器に装着する受信機により、通常の補聴器よりも音声が非常に聞きやすくなる機器。なお、FM は FM ラジオの FM と同じ意味で電波の送信方法のこと。現在は FM 補聴器よりも性能が高いロジャー(Roger)という補聴援助システムも開発されている。

オストメイト

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のこと。

セルフアドボカシー

障がいや困難のある当事者が、自分に必要な支援、意思や権利などを、自ら周囲の人に説明し、理解してもらうこと。

場面緘黙（ばめんかんもく）

発声のための器官や言語能力には障がいがなく、家などの安心できる環境では話ができるが、特定の場所・状況になると、不安や緊張によって話せなくなること。

バリアフリー

障がいのある人が日常生活や社会生活をしていく上で、障壁となるもの（バリア）を取り除き、安全で快適な生活ができるようにすること。

ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、すべての人が使いやすいように、施設・製品・情報等をデザインするという考え方。

合理的配慮の提供に関する情報

■内閣府：合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

■国立特別支援教育総合研究所：インクルーシブ教育システム構築支援データベース

<http://inclusive.nise.go.jp/>

＜高等学校における合理的配慮協力員事例集＞ 平成31年（2019年）3月

【制作協力】 熊本県立学校合理的配慮協力員

- ・ 県北担当：ひのくに高等支援学校 横手 敬一
- ・ 県央担当：松橋東支援学校 池田 雅明
- ・ 県南担当：球磨支援学校 尾方 美代子

【問合せ先】 熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課

TEL：096-333-2683